## RL230:2023 V7 (案) に対するコメント

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採 用)
1	奈良広一	5.1(1)		t	試験所認定を取得する前	試験所は、試験所認定を受けてい	0
		1			にとは、全く異なる分野で	ない分野において新たに試験所認	認定試験所において、認定を受けていない分
					認定を既に受けている場	定を取得する前に、認定範囲の内、	野を拡大する場合の方針を②として新設しま
					合を含むのか明確でない。	主要な新規認定範囲(各分野又は	す。
						主要な各クラス注 1) ごとに 1 つ	
						の技能試験に参加又は実施して、	
						満足な結論を得ること。	
2	奈良広一	5.1(1)	末尾	e	この文章の最後にも 注2	満足な結論を得ること。 注2	0
		1			を追記		ご提案の通り該当部分を追記します。
3	奈良広一	5.2(5)	1	t	自社内はやや狭い。	自社内のみ(グループ企業のみの場	Δ
						合も含む)	該当部分を右記下線部の通り改めます。「(5)
							自社内又はグループ企業内の複数の試験所で
4	菊地英一郎	2	3	 削除	 定義から削除された用語	注記の『又は自主技能試験の実施	行われる試験所間比較」 △
		適用範	注記	1131817	が使用されている	が可能な』 文言削除	5.2 項は技能試験及び試験所間比較について
		用	111.111		7. D. 11 C. 40 C C . 2	(A) (E) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	記載しているため、該当部分を「(前略) 5.2 項
		<u> </u>					(1)から(3)いずれかの技能試験が存在する場
							合、又は(4)、(5)いずれかの試験所間比較の実
							ロ、スははり、(シバ・ケイレル・ケノ武器が川町に取び大

							JAB AF73 REV.3
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採 用)
							施が可能な場合をいう。」に改めます。
5	中川 武	5.1	5行 9行	Е	常用漢字ルールでは、「・・・ の内」→「・・・のうち、」と、 平仮名のようです。 (参考:文化庁「公用文の 書き表し方の基準(資料 集)」)	あくまでご参考です。 「・・・のうち、」への修正要否は、 JABでご判断ください。	○ 「JIS Z 8301:2019」及び「公用文作成の考え 方(令和4年)」に従い、ご提案の通り該当部 分を改めます。
6	中川 武	5.1	6行 11行	Е	「クラスごとに」、「分野 毎に」と「ごと」と 「毎」が混在していま す。 常用漢字ルールでは、 「・・・ごとに」と、平仮名 のようです。 なお、「毎」は常用漢字表 にない表外漢字で、「ま い」としか読まれないと のことです。 (参考:文化庁「公用文 の書き表し方の基準(資料 集)」)	あくまでご参考です。 「・・・ごとに」と「・・・毎に」を統 一するか否かは、JAB でご判断く ださい。	○ 「JIS Z 8301:2019」及び「公用文作成の考え 方(令和 4 年)」に従い、ご提案の通り該当部 分を改めます。
7	中川 武	5.3	10 行	Е	公用文では、「なお、」は 通常、改行するようで す。	あくまでご参考です。 「なお、」以降の文書を改行するか否 かは、JAB でご判断ください。	○ 「JIS Z 8301:2019*」に従い、ご提案の通り該 当部分を改めます。

								JAB AF73 REV.3
N	Vo.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採 用)
						改行する接続詞には、下 記があるようです。 なお また おって さ て ついては ところで		※ H3.2.9 (前略) "なお", "また"及び"ただし"の前を改行するか否かは、文意及び規格の区分けである段落を考慮して判断する。
	均	一社)日本環 意測定分析 務会 (須藤欣 一)	5.2 注 3	5	E	5.2 技能試(1)~ (5)の中では、(2)以下では、の事では、(2)以下では、の事では、(2)以下では、の事では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のででは、のででは、ので	注3について、削除されるように提案します。	× ISO/IEC 17043 の認定を受けている技能試験 提供者が提供する技能試験が限られているため、認定を受けていない技能試験提供者が提供している技能試験が大きく貢献していることに関しては、コメントをいただいている通りと存じます。ただ、その点も踏まえて、限られた ISO/IEC 17043 認定を受けている技能試験提供者が提供する技能試験がある条項下において、改善の機会 (OFI) の対象となるという事をご理解ください。また、JABでは従来、技能試験の選択における優先順位を制定しております。これは、ILAC-P9:06/2014「ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities」に従い、認定機関は技能試験の利用についての方針を定めなければならないという認定機関としての責務の範疇であり、注3の追記により、優先順位をより明確化するものになると考えております。なお、注3において、JABの方針としてOFIとすることができることを明確にするため、

							JABAF73 REV.3
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採 用)
					おらず、また JIS Q 17025		「(前略) 本協会は、認定審査において改善
					(試験所及び校正機関の		の機会(opportunity for improvement)とす
					能力に関する一般要求事		ることができる。」と下線部を追記いたしま
					項)7.7.2の規定との整合性		す。 なお、コメント No.11 への対応に伴い、ご指
					が取れていません。		摘いただいた「注3」は「注記4」に附番を
					(参考)関連する規程		変更いたしました。
					「7.7.2 ラボラトリは、		
					利用可能で適切な場合、他		
					のラボラトリの結果との		
					比較によって、そのパフォ		
					ーマンスを監視しなけれ		
					ばならない。この監視は、		
					計画し、見直さなければな		
					らない。また、次のいずれ		
					か、又は両方を含まなけれ		
					ばならないが、これらに限		
					定されない。a)技能試験へ		
					の参加(注記 (省略))、b)		
					技能試験以外の試験所間		
					比較への参加		
9	(株)アイピー	5.2 (4)	1	E	「試験所間比較の内容に	17025 の認定要求事項を具体的に	
	エス 品質	注			関して ISO/IEC 17025 の	表した方が良いと思います。	明確化のため、ご提案の通り該当部分を改め
	管理課 有				認定を取得」という表	「試験所間比較で実施する試験又	ます。

							JAB AF73 REV.3
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採 用)
10	賀 (株)アイ 電 質 化 一 で 質 有	5.2 注 3	4	T	現では、17025の認定事項に17043の要求事項が含ます。	は校正の内容に関して ISO/IEC 17025 の認定を取得」といった表記への変更を提案します。 「認定審査において改善の機会とする。」と取り決めても良いのではないでしょうか。 もしくは、改善の機会としない判断となる場合の指針を提示いただければ、公平性の確保や妥当性の裏付が成されるように思います。	○ 改善の機会 (OFI) としない場合について、 JAB としての方針を定め、ISO/IEC 17025 の JAB 認定取得ラボ様にご連絡すると共 に、審査員研修を通じて審査員に判断基準を 共有いたします。RL230V7の文書発行自体 は 2023 年 9 月 1 日を予定していますが、ラ ボラトリ様の技能試験参加計画も関係してく る案件であることを考慮の上、JAB としての 方針を定めます。 なお、コメント No.11 への対応に伴い、ご指 摘いただいた「注 3」は「注記 4」に附番を 変更いたしました。
11	(株)アイピー エス 品質 管理課 有 賀 修一	_	_	Е	文章内の補足として、注 となっているものは直前 の要求事項に対して、注 *(数字)となっている ものは箇条全体に対し	注記に関しては、注*(数字)として文書の最初から重複とならない連番で表して、該当する要求事項の最後に注*で表示する方法が誤解なく分かりやすいように思います。	△ 【JIS Z 8301:2019】「24.3 付番及び区分け注記は、一つの箇条(細分箇条があれば細分箇条)ごとに、"注記1"、"注記2"のように順番に付番する。番号は、一つの箇条又は細分

							JAB AF73 REV.3
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採 用)
					て、と使い分けられているように思います。 5.2 (4)の注、5.2 項の注 1, 注 2,注 3 の所で上記の通 り解釈しましたが、全体 を通して各注記がどのかが 少々分かりにくいように 感じました。		箇条ごとに開始する。一つの箇条又は細分箇条内の注記が一つの場合は、付番しない。」に従い、ご提案の通り連番の表記に改めます。 また、JIS Z 8301:2019の定義に従い、文章中の「注」を「注記」に改めます。 【参考; JIS Z 8301:2019における注記と注の定義】(注記) 24 注記 24.1 一般注記は、規格の理解又は利用を支援するための追加情報を提供するために用いる。(以下略) (注) 26 注 26.1 一般規格の本文の注は、通常、本文中の特定の語句、文及び一部の事項に対する追加情報を提供するために用いる。(以下略)